

高齢者虐待の防止のための指針

丸亀市地域包括支援センター
(令和6年3月)

この指針は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、職員が統一した意識の下、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方と定義

丸亀市地域包括支援センター（以下「事業所」という。）は、利用者の権利擁護の為、高齢者虐待（以下「虐待」という。）を受けている又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

この指針において虐待とは次の行為をいい、事業所職員はいかなる虐待もしてはならない。

（１）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。または、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（２）介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること。

（３）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。

（４）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。

（５）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会について

虐待防止のために虐待防止検討委員会を設置し、次の事項について検討する。なお委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

（１）検討内容

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

ロ 虐待防止のための指針の整備に関すること。

ハ 虐待防止の為の職員研修の内容に関すること。

ニ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について職員が相談、報告できる体制整備に関すること。

ホ 職員が虐待等を発見した場合に、情報共有が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

ヘ 虐待等が発生した場合にその発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(2) 委員構成

高齢者支援課長、事業所所長（管理者）、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員等の事業所職員で構成する。なお、虐待防止検討委員会の責任者は管理者があたるものとする。

(3) 会議

委員会の会議は定期開催（年2回）とし、また必要時に責任者が招集することができる。

3 虐待防止のための職員研修について

事業所は職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を身に付け、虐待の防止を徹底することを目的に年に2回以上実施し、職員の新規採用時には必ず実施する。また、研修の内容について記録する。

4 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次の通り対応する。また本指針に基づき虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止担当者（以下「担当者」という。）を置く。

- (1) 職員は自らが虐待を早期に発見できる立場であることを自覚し、利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
- (2) 利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告を受けた時は、担当者を中心に丸亀市高齢者虐待防止マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき適切に対応する。
- (3) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合は管理者へ報告する。
- (4) 担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。
- (5) 虐待の事実が確認された場合は、高齢者支援課長及び管理者へ報告を行う。情報収集や事実確認を速やかに行う。また関係者の行う事実確認に協力する。
- (6) 事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。また再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、高齢者の安全と虐待の再発防止に努めることとする。

5 成年後見制度の利用支援に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等支援に努める。

6 虐待等に係る苦情解決方法に関すること

- (1) 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務放棄によって妨げられない。
- (3) 虐待の事実確認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

7 本指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧が可能な状態とするため、ホームページに掲載する。

8 その他虐待等の防止推進のために必要な事項について

- (1) 3に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。
- (2) 事業所は、虐待を発見したものが不当な扱いを受けることがないよう、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。

付 則

この指針は、令和6年3月1日から施行する。